

金融機関 各位

刑務共済組合本部長 日 笠 和 彦

資金運用機関の募集について

刑務共済組合（以下「当組合」という。）は、別添「資金運用の方法について」により資金運用を行っています。

つきましては、資金運用を行う引合いへの参加を希望する金融機関を下記のとおり募集するのでお知らせします。

記

1 引合い参加資格要件

引合い参加者は、東京都区内又はその近郊に営業拠点を有する者で、諸手続きに迅速に対応できるとともに、次の条件をすべて満たし、当組合の「引合い参加者名簿」に資金運用機関として登録されていること。

- (1) 国家公務員共済組合法施行令第8条第1項第1号に規定する金融機関のうち「銀行（銀行法第2条第1項に規定するものをいう。）」であること。
- (2) 金融商品取引法に基づく信用格付登録業者の格付けのうち、長期格付けが最上位より2ランク下の水準（Aなど）以上の格付けを取得していること。
- (3) 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセントを、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセントを下回らないこと。

2 「引合い参加者名簿」登録申請

(1) 必要書類

次の書類を当組合宛てに提出すること。

ア 別紙1「資金運用引合い参加登録申込書」

イ 上記1に掲げる参加資格要件を満たすことを明らかにする書類

なお、格付け等が変更となった場合は、その都度提出すること。

(2) 受付期間

随時

(3) 有効期間

参加資格は、引合い参加登録が完了した日が属する事業年度の3月末日まで有効とするが、当組合及び金融機関のいずれからの申し出がない限り、以降、本登録は1年毎の自動更新とする。

(4) 引合い参加登録の通知

提出された書類を審査した結果、当組合の資金運用機関として引合い参加が決定した者には、当組合から別紙2「資金運用引合い参加資格登録完了通知書」により通知する。

3 その他

本登録が、今後当組合が行う全ての資金運用引合いへの参加を保証するものではなく、1年間引合いへの参加実績がない場合は、その翌年度について引合いの対象外とする場合がある。

4 提出先（問い合わせ先）

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

刑務共済組合本部貯金経理企画担当

電話番号03-3580-4111（内線2559）